



2022年1月14日

各 位

会 社 名 乾汽船株式会社
(コード番号：9308 東証第一部)
代表者名 代表取締役社長 乾 康之
問合せ先 執行役員コーポレートマネジメント担当
加藤 貴子
(TEL. 03-5548-8613)

株主による株主総会決議取消訴訟に係る 当社に対する上告及び上告受理申立てに関するお知らせ

当社は、2021年12月17日付「株主総会決議取消訴訟（控訴審）の判決（勝訴）に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、アルファレオホールディングス合同会社（以下、「アルファレオ社」といいます。）より提起されました株主総会決議取消訴訟の控訴審につきまして、東京高等裁判所よりアルファレオ社の請求を却下する旨等を内容とする判決（以下、「第2審判決」といいます。）の言渡しを受けておりますが、2022年1月13日、東京高等裁判所より、アルファレオ社による上告提起通知書及び上告受理申立て通知書（以下、「本書面」といいます。）の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. アルファレオ社による上告及び上告受理申立てに至る経緯

2021年6月29日付「当社に対する控訴の提起に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、アルファレオ社は、2019年6月21日開催の当社第99回定時株主総会における決議の取消訴訟及び2020年6月19日開催の当社第100回定時株主総会における決議の取消訴訟に係る第1審である東京地方裁判所の判決（以下、「第1審判決」といいます。）の一部を不服として、東京高等裁判所に下記の趣旨の控訴（以下、「本件控訴」といいます。）を提起しておりました。

<本件控訴の趣旨>

- (1) 第1審判決中、アルファレオ社の第1審における請求のうち次項(2)及び(3)の請求を棄却した部分を取り消す。
- (2) 2019年6月21日開催の当社第99回定時株主総会における第4号議案（当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）承認の件）を可決する旨の決議を取り消す。（以下、「買収防衛策導入決議取消請求」といいます。）
- (3) 2020年6月19日開催の当社第100回定時株主総会における第3号議案（当社取締役会によるアルファレオホールディングス合同会社に対する情報提供要請に関する承認の件）を可決する旨の決議を取り消す。（以下、「情報提供要請承認決議取消請求」といいます。）
- (4) 訴訟費用は、第1審、2審を通じて当社の負担とする。

2021年12月17日付「株主総会決議取消訴訟（控訴審）の判決（勝訴）に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、本件控訴については、2021年12月16日、①第1審判決のうち買収防衛

策導入決議取消請求に係る部分を取り消す、②アルファレオ社の第1審請求のうち買収防衛策導入決議取消請求に係る部分を却下する、③本件控訴のうちその余の控訴（買収防衛策導入決議取消請求、第1審判決のうち情報提供要請承認決議取消請求を棄却する部分の取消及び情報提供要請承認決議取消請求、並びに訴訟費用を当社の負担とする旨の請求）を棄却する、④訴訟費用は、第1、2審ともアルファレオ社の負担とするとの判決（以下、「第2審判決」といいます。）が言い渡されております。

この度、アルファレオ社は、上記の第2審判決の一部を不服として最高裁判所へ上告及び上告受理申立て（以下、「本件上告等」といいます。）を行ったものです。

2. 本件上告等があった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 最高裁判所
- (2) 年月日 2022年1月4日（上告状兼上告受理申立書の日付）
- (3) 本書面の送達日 2022年1月13日

3. 本件上告等を行った者

- (1) 名称 アルファレオホールディングス合同会社
- (2) 所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
- (3) 代表者 代表社員 株式会社マキス 職務執行者 渡邊 章行

4. 本件上告等の内容

(1) 第2審判決の主文

- 1 第1審判決のうち買収防衛策導入決議取消請求に係る部分を取り消す。
- 2 アルファレオ社の第1審請求のうち買収防衛策導入決議取消請求に係る部分を却下する。
- 3 本件控訴のうちその余の控訴を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審ともアルファレオ社の負担とする。

(2) 上告の趣旨

第2審判決の主文第3項及び第4項を破棄し、更に相当の裁判を求める。

(3) 上告受理申立ての趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 第2審判決の主文第3項及び第4項を破棄し、更に相当の裁判を求める。

(4) 上告等の理由

おって上告理由書及び上告受理申立て理由書を提出する。

5. 今後の見通し

上記4.(4)のとおり、上告理由書及び上告受理申立て理由書はおって提出されるとのことであり、現時点においては、上告理由及び上告受理申立理由は明らかではありませんが、当社は、第1審判決及び第2審判決のとおり、アルファレオ社の請求は、訴えの利益を欠き不適法で、且つ、理由のないものであり、既に妥当な判断が示されたものと考えております。また、これまでの訴訟において十分に審理が尽くされており、これ以上の訴訟の係属は訴訟経済及び株主の皆様の共同の利益に反するものと考えております。当社は、今後、最高裁判所が上告受理申立事件を受理するか否かを注意深く観察しつつ、必要に応じて適切に対応してまいります。

なお、今後開示すべき事項が判明した場合には速やかにお知らせいたします。

以上